

議案第51号

愛西市水道事業給水条例の一部改正について

愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を定める等のため必要があるからである。

## 愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例

愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「者（）」の次に「法第25条の3の2の指定の更新をした者を含む。」を加える。

第36条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 第9条第1項の更新をするとき。

1件につき 7,000円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。